

仕 様 書

1 件名

平成28年度宮城労働局及び仙台公共職業安定所小荷物運送単価契約

2 契約期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

3 仕様

(1) 運送物について

小荷物（信書を除く書類、印刷物、作業着等衣類、事務用品等）。

なお、対象物1件あたりの寸法等は、おおむね次のとおり。

三辺（縦+横+高さ）の合計170cm以内、重量30kg以内

(2) 年間発送予定数量について

別添1「平成28年度 小荷物発送予定数量」のとおり。

なお、「平成28年度 小荷物発送予定数量」に記載された数量については、あくまでも予定数量であり、当該数量の運送を確約するものではなく、増減が生じる可能性があることに留意すること。

(3) 集荷について

① 集荷場所

別添2「集荷場所一覧」のとおり。

② 集荷日

開庁日（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）の16時から17時15分の間に行うこと。

なお、仙台公共職業安定所については、11時から12時の間に行うこと。

(4) 配送について

① 配送

配送に要する期間、配送先への引き渡し方法等については、受注者の運送約款に準ずるものとするが、発送元が引き渡し期日を指定した場合、可能な限り対応すること。

なお、引き渡し方法については、配送先の郵便番号に投函する、いわゆるメール便等の取扱は行わないこと。

② 配送先区分

配送先住所の都道府県ごとに下記のとおり区分する。

- ・宮城県
- ・北海道
- ・東北（青森、岩手、秋田、山形、福島県）
- ・関東（東京都、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨県）

- ・信越（新潟、長野県）
 - ・北陸（富山、石川、福井県）
 - ・東海（静岡、岐阜、愛知、三重県）
 - ・関西（大阪、京都府及び滋賀、兵庫、奈良、和歌山県）
 - ・中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口県）
 - ・四国（徳島、香川、愛媛、高知県）
 - ・九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島県）
- ※沖縄県及び離島については、別途協議する。

(5) 見積書の提出について

- ① 見積書には、地区及び重量ごとに単価を設定・記載したうえで、項目ごとに平成28年度の予定数量を乗じて、その総額を記載すること。
 なお、単価記載のものと予定数量を乗じた金額及び総額を記載するものは別葉としても差し支えない。
- ② 見積書の提出期限は 平成28年3月23日(水) 16:00 とする。

(6) 再委託について

- ① 委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- ② 業務の一部を再委託する場合には、当方が別に示す書面による申請を行い、その承認を受けることとし、再委託した業務に伴う第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うこととする。
- ③ 再委託先を変更する場合に関しても、当方が別に示す書面による変更申請を行い、その承認を受けなければならない。
- ④ 再委託の相手方から、さらに第三者に委託が行われる場合は、当該第三者の称号又は名称及び住所並びに委託業務の範囲を記載した当方が別に示す「履行体制図」を提出しなければならない。
 また、当該「履行体制図」に変更等があったときには、その変更に関しても書面による届出を行うこととする。
 なお、適正な履行の確保のために必要がある場合には、当方より変更理由等の説明を求める場合があることを了承すること。

(6) その他

- ① 契約時提出書類
 見積書を提出した業者の中で、年間予定数量を乗じた総額が最低価格となり、予定価格の範囲内となった者と契約を締結するが、契約時には、契約書の他に「暴力団等に該当しない旨の誓約書」及び添付書類をあわせて提出すること。
- ② 配達伝票
 配達伝票については、契約期間の初日までに、依頼人欄に別添2「集荷場所一覧」に記載の官署名の住所等を印字し、配送先欄については、空欄または発注者が依頼した住所等を印字することとし、発注者からの随時依頼に応じて必要数を作成し配付すること。
 なお、配達伝票の印字、配付に係る経費は、すべて受注者の負担とするので留意すること。

③ 配達状況確認

配送される荷物について、発送元から配達状況について照会があった場合については、配送中の荷物も含め、照会に対し即時回答できる体制またはシステムを確立しておくこと。

④ 注意義務

配送のために引取った荷物は、取扱いに十分注意すること。また、事故や毀損等を起こさないよう、確実に配送すること。

万が一、配送物の誤配・紛失・毀損等の事故が発生した場合は、発注者の指示に基づき事後調査、顛末報告等を行うこと。

⑤ あて先不明等の配送物の取扱い

配送物のうち、あて先不明、表札があて先と異なる場合等は返送扱いとし、返送に係る料金は契約と同一の単価とすること。

⑥ 請求

請求は月末締めとし、各日・各品目に契約単価を乗じ、これを合計した額に消費税相当額を加算した額を請求額とすること（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること）。

なお、請求金額の内訳として、各品目の配送先、重量及び金額が分かるように作成すること。（内訳書として請求書に添付することも可とする。）

⑦ 疑義等の取扱い

本案件の契約に関する疑義が生じた場合、または契約に定めのない事項については、受注者の約款等に基づき、発注者と受注者が協議のうえ、別途これを定めるものとする。

※見積書提出先及び宛名

見積書提出先: 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
宮城労働局 総務部 総務課

宛名: 支出負担行為担当官 宮城労働局総務部長

担当: 宮城労働局 総務部 総務課
会計第2係 伊藤
TEL: 022-299-8833
FAX: 022-299-8846

平成28年度小荷物発送予定数量

単位:個

地区名	北海道	青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県	宮城県	東京都 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	静岡県 岐阜県 愛知県 三重県	大阪府 京都府 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
重量											
2kgまで	1	10	870	10	1	1	1	1	1	1	1
5kgまで	1	10	980	10	1	1	1	1	1	1	1
10kgまで	1	40	560	10	1	1	1	1	1	1	1
20kgまで	1	1	250	10	1	1	1	1	1	1	1
30kgまで	1	1	70	1	1	1	1	1	1	1	1

※沖縄県は除く

※あくまでも予定数量であり、当該数量の運送を確約するものではないこと

集荷場所一覧表

	集荷場所 (名称)	所在地	電話番号	郵便番号
1	宮城労働局	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8833	983-0861
2	宮城労働局 総務部労働保険徴収課	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎7階	022-299-8842	983-0861
3	宮城労働局 労働基準部監督課	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8838	983-0861
4	宮城労働局 労働基準部賃金室	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8841	983-0861
5	宮城労働局 労働基準部健康安全課	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8839	983-0861
6	宮城労働局 労働基準部労災補償課	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8843	983-0861
7	宮城労働局 労働基準部労災補償課分室	仙台市宮城野区榴岡4-5-22 宮城野センタービル7階	022-292-7301	983-0852
8	宮城労働局 職業安定部	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎2階	022-299-8061	983-0861
9	宮城労働局 雇用均等室	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8844	983-0861
10	仙台公共職業安定所	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル3階	022-299-8811	983-0852

※名称については、変更になる可能性があるもので留意すること。